**令和5年7月**14日 岐 公 報 阜 県

(322)

岐阜県告示第三百九号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

令和五年七月十四日

岐阜県知事 古 田

飛驒市神岡町森茂字大柳一七五七の一・字中ノ平一七七八の一(以上二筆について

二指定の目的 次の図に示す部分に限る。

保安林予定森林の所在場所

Ξ 指定施業要件

土砂の流出の防備

(-)立木の伐採の方法

主伐は、択伐による

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

森林保全課及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。)

議 会 告 示

岐阜県議会告示第二号

号

岐阜県議会議員の請負の状況の公表に関する規程を次のように定める

令和五年七月十四日

第

413

岐阜県議会議長 野 征 夫

岐阜県議会議員の請負の状況の公表に関する規程

(目的

第一条 この規程は、岐阜県議会議員 (以下「議員」という。) が岐阜県に対し請負 以下同じ。) をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること 等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の 適正を図ることを目的とする。 (地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第九十二条の二に規定する請負をいう。

第二条(議員は、毎年六月一日から同月三十日までの間(当該期間内に任期満了又は議 散による選挙により再び議員となったものにあっては、再び議員となった日から起算 掲げる事項を報告しなければならない。 度 (議員である期間に限る。第一号二において同じ。) における岐阜県に対する請負 して三十日を経過する日までの間) に、当該六月三十日の属する会計年度の前会計年 会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解 (当該前会計年度において支払を受けたものに限る。) について、議長に対し、次に

請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

請負の対象とする役務、物件等

契約締結日

契約金額(契約金額が定められている請負に限る。)

**二 当該六月三十日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額** 

二 前号二に掲げる総額の合計額

2 内容を届け出なければならない。 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の

(報告の一覧の作成及び公表)

第三条 議長は、前条第一項の規定による報告 (同条第二項の規定による訂正があった 場合にあっては、当該訂正後の報告)の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧)

第四条 翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。 第二条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の

することができる。 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧を請求